

**国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部改正について**

**■改正内容**

- ① 令和3年2月11日施行の国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律において、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という）の助成金交付業務の範囲の拡大を行ったところである。NICT 人事省令第1条の3において、業務方法書に記載すべき事項が定められているところ、今般改正した助成金交付業務の内容を引用しているため、改正 NICT 法の条文に合わせる改正を行うもの。

**【省令規定事項】**

（業務方法書の記載事項）

第一条の三 機構の行う業務（機構法第十四条第二項第一号に掲げる業務及び同項第四号に掲げる業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。）第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。）（以下「特定業務」という。）を除く。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一～九 略

十 機構法第十四条第一項第十号に掲げる高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金に充てるための助成金の交付に関する事項

- ② 令和3年2月11日施行の国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律において、NICT は、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならないとされた。他の勘定と共通の事項であるため区分して整理することが困難な経費について、各勘定に配分することができる旨規定されている NICT 財会省令第2条の規定に関して、新たに設ける勘定にもその適用ができるよう改正するもの。

**【省令規定事項】**

（勘定区分）

第二条 機構は、機構法第十六条及び附則第十三条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。

■施行日

公布の日から施行

■参考条文

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）抜粋  
（業務の範囲）

第十四条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～九 略

十 高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

十一～十四 略

附則

（区分経理）

第十三条 機構は、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。